

政令第 号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置
法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十三条第一項、第十七条（同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十條第一項（同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、及び第二十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の特定自動車をいう。以下」を「に規定する特定自動車をいう。次条第一項及び別表第二において」に改め、同条の次に次の四條を加える。

（対象自動車等）

第六条 法第十七条の政令で定める自動車は、特定自動車並びに窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置

を有する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて第四条第三号から第五号までに掲げる自動車以外のものとする。

2 法第十七条の政令で定める台数は、三十台とする。

(報告及び立入検査)

第七条 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、特定事業者に対し、自動車排出室素酸化物等の排出であつて特定自動車(法第十七条に規定する特定自動車をいう。次項並びに第九条第二項及び第四項において同じ。)に係るものの抑制の実施の状況に関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、その職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、特定自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(自動車運送事業者等に関する特例)

第八条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種利用運送事業を営む者が特定事業者である場合における前二条の規定の適用については、第六条中「法第十七条」とあるのは「法第二十二條第一項の規

定により読み替えて適用される法第十七条」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」とあり、「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」とする。

(権限の委任)

第九条 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六条並びに法第二十二條第三項及び第四項(法第十六条に係る部分に限る。)に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。

2 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条から法第十九條まで及び法第二十条第一項並びに法第二十二條第二項並びに法第二十二條第三項及び第四項(法第十六条に係る部分を除く。)

3 第一項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六条に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する陸運支局長も行うことができる。

4 第二項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十條第一項に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運支局長も行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」を「平成十四年九月三十日」に改める。

理 由

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、対象自動車並びに報告の徴収及び立入検査の実施方法等について定める必要があるからである。